

第5回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年12月22日

午前10時00分～午前11時59分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第11号 農地法第3号の規定による許可申請について

議案第12号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第13号 農地法第5号の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第5回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、9番小林委員さん、10番渡邊委員さん、よろしくお願ひ致します。日程2、「会期の決定について」でございますが本日1日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい。異議無しということで本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次に日程4、「会務報告」局長よりお願ひ致します。

事 務 局 それでは、第4回農業委員会総会以降の会務について、ご報告をさせていただきます。まず整理番号1番、11月27日、第4回農業委員会総会が、ここ委員会室で開催されております。委員11名、事務局の出席を頂いております。同じく2番、11月28日から12月1日まで、平成29年度農業者年金加入推進セミナー及び同全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催されております。塩沢会長、上西代理、事務局が随行しております。続きまして3番、12月7日から8日まで、平成29年度東北北海道ブロック女性農業委員農地利用最適化推進委員研修会が、札幌市で開催されております。吉田委員と事務局が出席しております。同じく4番、12月12日、平成30年度根釧女性農業委員の会総会が、標茶町で開催されております。吉田委員と事務局が出席しております。2番については報告第8号で、3番については同じく9号で、4番については同じく10号で後ほどそれぞれ報告があると思ひます。続きまして5番、12月14日、現地調査ですが、仁多、弟子屈原野、屈斜路地区で行われております。場所につきましては農業会議室で開催されております。第1ブロック、第3ブロックの担当委員さん、それから事務局で開催しております。最後に6番、12月20日、平成29年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が釧路町で開催されております。本会から塩沢会長、委員4名、事務局が出席しております。以上、簡単ではございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次、日程5、報告第8号「平成29年度農業者年金加入推進セミナー及び平成29年度全国農業委員会会長代表者集会について」年金加入推進セミナーについては、11番上西委員さん、全国農業委員会会長代表者集会については私の方から。まず11番上西委員さんよろしくお願ひ致します。

上 西 委 員 11番、上西です。報告第8号「平成29年度農業者年金加入推進セミナー出席報告について」このことについて、下記のとおり出席したので報告致します。平成29年12月22日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。日時場所は、平成29年11月29日午後1時から、東京メルパルクホールにて、全国から約700人の参加で行われました。当農業委員会からの出席者は、塩沢会長、私と事務局の谷岡事務嘱託員です。まず、主催者であります、全国農業者年金連絡協議会世話人代表の二田会長より、今年は後期2カ年強化運動の最終年度として、新規加入者数3,800人の確保を目指し、関係機関と団体が協力して取り組みを進めて行こう。とのあいさつの後、来賓のあいさつに、農林水産省大臣官房参事官、徳田正一氏、農業者年金基金理事長、中園良行氏のあいさつがありました。つづく記念講演では、健康診断、人間ドックの120パーセント活用術と題して、コハシ文春ビル診療所コハシメディカルセンター院長小橋隆一郎氏より講演があり、病気を引き起こさない、ガンを見落とさないためにも、健康診断や人間ドックの必要性についてお話しされました。次に加入推進に関する活動事例報告、情報交換では、青森県黒石市農業委員会の木立会長、長野県中川村農業委員会の藤木加入推進部長、熊本県玉名市農業委員会の永田会長の3名が、それぞれの加入推進活動のポイントを紹

介し、加入者名簿の作成や戸別訪問による農業者年金の説明、また事務局や農協と連携した活動等、成果を上げることに結びついた事例報告がありました。申し合わせ決議案として、加入者累計 13 万人に向けた後期 2 カ年強化運動への取り組み、のうねん倶楽部組織活動を強化する、3 つの運動に取り組むことを議決しました。また、農業者年金制度、運用の改善要望で、承認申請書を提出した時点での青色申告者としての認定について、認定申請を行った時点で青色申告の認定を受けているとして取り扱われるようとしておりましたが、この要望が受け入れられた形となった旨の報告を受けました。以上、年金加入推進セミナーの報告と致します。

議長 それでは私の方から代表者集会の報告を致します。11 月 30 日に東京メルパークホールにおいて、全国農業委員会会長代表者集会が行われました。主催者あいさつといたしまして、全国農業会議所会長であります二田会長よりあいさつを頂き、来賓として、農林水産委員長、農林水産省経営局長 2 名の方からそれぞれ来賓のあいさつを頂きました。次に農業委員会憲章唱和ということで、全員で朗読したあと、まず次に第 1 部、パネルディスカッション、申し合わせ決議ということで、パネリストとして、岩手県岩手町農業委員会、茨城県茨城町農業委員会、千葉県香取市農業委員会、兵庫県南あわじ市農業委員会 4 市町の会長による説明がございました。助言者といたしましては、京都府立大学の桂明宏准教授として席につきました。次に申し合わせ決議案として、第 1 号議案といたしまして、新、農地を活かし、担い手を応援する全国運動の取り組みを強化して農地利用の最適化を推進する申し合わせ決議案、第 2 号議案といたしまして、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議案、第 2 部といたしまして、要請決議といたしまして、農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議案といたしまして、施策推進に対する重点項目といたしまして、1 点目は、農地利用の最適化を進める施策の推進、2 点目は、経営所得安定対策等経営対策の強化、3 点目として、中山間地域や都市地域などの振興策の強化、4 点目といたしまして、農業委員会組織の体制と機能の強化についてということで、要請決議を行いました。最後に皆でガンバロー 三唱ということで締めくくりました。後、北海道選出国會議員ということで今回、釧路根室地方連と一緒に、伊東代議士、鈴木代議士の所へ要請にということで、釧路からの要請書は予算に関する要請、また根室からも同じような予算に関する要請書で、北海道農業会議から地域に実態に即した施策の実現に向けた要請書ということで、それぞれ要請書を渡して来ました。以上で簡単でございますが報告とさせていただきます。詳細については資料を事務局の方へありますのでご覧いただけたらと思います。次に日程 6、報告第 9 号「平成 29 年度東北北海道ブロック女性農業委員、農地利用最適化推進委員研修会出席報告について」、報告第 10 号「平成 30 年度根釧女性農業委員の会総会報告について」1 番吉田委員さんから報告をお願いします。

吉田委員 1 番吉田です。報告第 9 号「平成 29 年度東北北海道ブロック女性農業委員、農地利用最適化推進委員研修会出席報告について」このことについて、下記のとおり出席したので報告致します。平成 29 年 12 月 22 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。日時及び場所については、平成 29 年 12 月 7 日午後 2 時より、札幌市北海道自治労会館にて行われました。出席者は、私と事務局の谷岡事務嘱託員です。開催地で主催者であります、北海道農業会議岡村会長のあいさつのもと、「女性農業委員、農地利用最適化推進委員の役割と期待される活動について」と題して、農林水産省経営局就農女性課久保香代子女性活躍推進室長の講演がありました。内容といたしましては、政府の女性活躍推進の取り組みについて、昨年女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が閣議決定されたこと。いま女性農業者は農業就業者の 4 割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、多角化に取り組む傾向が強く、地域農業の振興や農業経営の発展や、6 次産業化の展開に重要な役割を担っている。他方、農村社会では、いまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めている状況にあることから、女性同士のネットワークの強化等の地道な取組みを通じて、男女ともに意識改革を

図り、女性農業委員が一層活躍できる、環境整備を進め、地域農業に関する方針等に、女性農業委員の声を反映させるために、人、農地プランを検討する場への、女性農業委員の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員、農協役員等の登用を推進する、などの国の支援策事業等の内容でした。

その後の、パネルディスカッションでは「女性農業委員等における地域活動と女性農業委員等の登用促進について」をテーマに、コーディネーターに北海道農業会議佐久間専務理事、パネリストに北斗市農業委員会、日笠朝子氏、宮城県美里町農業委員会、伊藤恵子氏、秋田県潟上市農業委員会、高橋京子氏、アドバイザーに久保女性活躍推進室長を迎え、3人のパネリストの、農業委員に選任されるまでの苦労や地域活動の取り組みなどを議論されました。

研修会終了後に、会場を移しての交流会が開催され、各ブロックの交流がはかられました。来年度は、福島県での開催を最後に、東北北海道ブロック女性農業委員研修会が終了するとのこと。以上、報告と致します。

つづいて、報告第10号「平成30年度根釧女性農業委員の会総会の報告について」このことについて、下記のとおり出席したので報告致します。平成29年12月22日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

日時場所については、平成29年12月12日、標茶町ホテルテレーノ気仙にて開催され、出席者につきましては、私と奥村次長が出席致しました。参加者は、釧路地方農業委員会連合会から塩沢会長、根室地方農業委員会連合会から小野会長が出席され、女性農業委員と事務局、合計27名の参加になりました。まず、釧根女性農業委員の会会長であります、標茶町農業委員、甲斐やす子さんあいさつのもと、来賓あいさつとして、釧路農委連塩沢会長よりあいさつを頂きました。

つづいて、議事に入りまして、報告第1号から報告第3号までの、平成29年度事業報告、決算報告、監査報告を行い、全て承認されました。

つづいて、議案第1号、2号の平成30年度事業計画（案）、収支予算（案）について、可決いたしました。

つづいて、議案第3号、根釧女性委員の会規約の一部改正について審議し「本会の所在地は、会長の所属する農業委員会の住所とします。」の文言を加えることが可決されました。また、来年度に向けて、農地利用最適化推進委員についても、会員となれるよう、規約等を整備することの合意がなされました。

つづきまして、議案第4号、平成30年度役員体制について審議し、輪番制ではありますが、会長に、白糠町農業委員会、峯田弘子さん、監事に中標津町農業委員会、上原房子さん、事務局に白糠町農業委員会事務局、それぞれが就任されました。その他では、慶弔費については、会からの支出はせず、個人にて対応することになりました。研修会を5月に白糠町で開催する予定として、総会を終了いたしました。以上、平成30年度根釧女性農業委員の会総会の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。報告第8号、報告第9号、報告第10号を報告済みとさせていただきます。次日程8、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料5ページをお開き願いたいと思います。報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成29年12月22日提出。弟子屈町農業委員会会長。
番号1番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成29年12月7日、契約期間は平成29年5月26日から平成30年5月25日までとなっております。
なお、この合意解約のあった農地につきましては、この後35ページ議案第15号の農用

地等の利用調整申出において提案させて頂いております。以上報告第 11 号の説明とさせて頂きまますので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、只今事務局から報告第 11 号について報告がございました。何かご意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無しということで、報告第 11 号を報告済みとさせて頂きまます。次日程 9、議案第 11 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 6 ページをお開き願いたいと思います。議案第 11 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。平成 29 年 12 月 22 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号 1 番の説明を致します。本申請は経営移譲に伴う農地法第 3 条許可申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇外 13 筆の計 14 筆でございます。公簿地目は畑、牧場、原野、現況は畑及び牧場となっております。詳細の地目につきましては、6 ページの資料をご参照願いたいと思います。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は同住所であります、〇〇〇〇氏でございます。契約の事由につきましては、後継者(経営者)に無償貸与する。また、現経営者より経営地を無償で借受ける。こととしており、契約の種別は使用貸借となっております。経営移譲年月日につきましては、平成 30 年 1 月 1 日からということとなっております。申請地も位置図につきましては、7 から 9 ページをご参照願いたいと思います。農地法第 3 条調査書につきましては、最終ページの別紙 1 に記載してございます。以上簡単でございますが、議案第 11 号の説明とさせて頂きまますので、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。4 番江上委員さんよろしくお願い致します。

江 上 委 員 4 番江上です。現地調査日は、12 月 14 日に実施いたしました。現地が積雪のため役場農業会議室にて、出席者は塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施致しました。本申請は、〇〇〇〇氏から後継者の〇〇氏への経営移譲に伴う、3 条申請であります。〇〇〇〇氏名義の所有農地を、使用貸借するものであります。〇〇氏におかれましては、後継者としても十分問題なく、また、〇〇〇〇氏所有農地の全てが、本申請に含まれていることも確認致しましたので、今後も引き続き安定した営農をされると思われまます。以上簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 11 号について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議長 はい、異議なしということで、議案第 11 号を決定させていただきます。次日程 10、議案第 12 号「農業振興地域整備計画の変更について」日程 11、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」一括審議いたします。事務局説明お願い致します。

事務局 それでは総会資料 10 ページをお開き願いたいと思います。議案第 12 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成 29 年 12 月 22 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号 1 番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆、計 5 筆でございます。公簿現況地目とも原野もしくは宅地となっております。面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容、事業名称につきましては、農用地区域内農地の編入、事業期間につきましては、許可日から永久となっております。事業内容につきましては農地として利用するためとなっております。事業の必要性につきましては、農業競争力強化基盤整備事業、草地畜産基盤整備事業（草地整備型）、道営草地整備事業弟子屈北地区への受益地申請のため。土地選定の理由につきましては、農地として利用する計画があるためとなっております。図面につきましては、12 ページをご参照願います。

続きまして、整理番号 2 番の説明を致します。区分は除外になります。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆、公簿現況地目とも原野となっております。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、造林事業実施のため、事業名称につきましては、森林環境保全整備事業（人工造林）、事業期間につきましては、平成 30 年 4 月 20 日から 6 月 20 日までとなっております。事業内容につきましては、造林事業実施のためとなっております。事業の必要性につきましては、森林整備を推進することにより、森林の有する水源の涵養や多面的機能の推進を図るためとなっております。土地選定の理由につきましては、現況が原野であり今後農地として利用する見込みもなく、土地所有者も山林拡大の意向があるためとなっております。事業費につきましては、〇〇〇〇円となっております。財源内訳については補助金が〇〇〇〇円となり、残りは自己資金という計画となっております。図面につきましては、13 ページをご参照願いたいと思います。

次に、整理番号 3 番の説明を致します。区分は用途変更でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公簿現況地目とも畑、面積につきましては〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容、名称につきましては、農業用施設の整備、スタックサイロの造成のためとなっております。期間は許可日から 5 月 31 日までとなっております。当該面積は所有面積の〇〇〇〇㎡の内、スタックサイロ 5 棟分〇〇㎡その他は作業スペースとなっております。事業の必要性につきましては、新規でスタック置き場を造成するためであり、土地選定の理由は大型車輛の出入りが容易で、所有牧草地の近隣であるためとなっております。図面につきましては、14 ページをご参照願います。

続きまして 11 ページとなります。整理番号 4 番となります。区分は用途変更及び除外となっております。所在は字〇〇〇〇の 1 筆でございます。公簿現況地目とも畑、面積につきましては、〇〇〇〇㎡でございます。事業主体は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。計画内容名称につきましては、農業用施設の整備及び従業員住宅の建設となっております。期間は、許可日から平成 30 年 8 月 31 日まで。除外面積は〇〇〇〇㎡。変更施設整備につきましては、〇〇〇〇㎡となり合計で〇〇〇〇㎡となります。事業の必要性につきましては、規模拡大に伴い従業員の確保及び資材、機械等が増加するため既存施設では手狭になるためとなっております。土地選定の理由につきましては、牛舎等施設に隣接し、効率的な利用が可能となるためとなっております。図面につきましては、15 ページ、配置図につきましては 16 ページ、従業員住宅の平面図及び立面図につきましては、16 ページから 18 ページをご参照ください。

先の議案、整理番号 3 番、及び 4 番につきましては、併せて農地法 5 条許可申請があり

ましたので、引き続き説明したいと思います。それでは総会資料 19 ページをお開き願いたいと思います。議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成 29 年 12 月 22 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号 1 番につきまして説明致します。所在、番地、地目、面積につきましては、先の説明とおりですので、説明は割愛させていただきます。

貸し主につきましては、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借り主は〇〇〇〇氏でございます。農地区分、転用種類につきましては、農用地区域内農地の永久転用、用途につきましては、スタックサイロの造成のための整地となっております。資金調達状況につきましては、事業費〇〇〇〇円となっております、全額自己資金により対応することとしております。20 ページをお開き願いたいと思います。本申請に係る意見書案でございます。説明が重複いたしますので、農地の区分についての判断より説明致したいと思います。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は、弟子屈町役場から北西方向へ約〇kmに位置する農振農用地区域内の農地である。農用地区域から用途変更の手続き中である。としまして農地転用に関する許可基準からみた意見といたしまして、農地の区分と転用目的は、当申請は、当地で酪農業を営んでいる申請者が、経営拡大のために農業用施設整備、スタックサイロ造成を行うためである。当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないものと思われる。としております。資力及び信用につきましては、問題なしとしております。既存草地にスタック置き場 5 棟分設置する予定でありまして、事業費は資材費のみ、ということとなっております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ている状況でございます。法令により義務付けられている行政庁の協議の進捗状況につきましては、農業振興地域整備計画変更（用途変更）の続き中であるとしてあります。総合意見としては、許可相当と思われるということで意見書として作成しております。

戻りますが 19 ページをお開き願います。申請番号 2 番について説明致します。申請番号 1 番と同様所在、番地、地目、面積につきましては説明を割愛させていただきます。貸し主につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り主は〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。農地区分、転用種類は農用地区域内農地の永久転用となっております。用途につきましては、従業員住宅の建設及び農業用施設整備でございます。資金調達状況につきましては、事業費〇〇〇〇円となっております、借入金及び自己資金により対応することとしております。内訳は 19 ページの資料のとおりとなっております。本申請に係る意見書につきまして、21 ページをお開き願いたいと思います。説明内容が重複しますので、農地の区分についての判断より説明致します。該当事項とした判断理由といたしましては、申請地は弟子屈町役場から南方向へ約〇キロに位置する農振農用地区域内の農地である。農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、当申請は、当地で酪農業を営んでいる法人が、従業員住宅新築及び農業用施設整備を行うためでございます。従業員住宅周辺は農業用施設用地として活用しており、経営規模拡大及び効率的な営農のため、農業用施設整備を行うものであります。当該事業実施のための必要最小限の転用であり、やむを得ないものと思われる。としております。資力及び信用につきましては、問題なしとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、所有者の同意を得ている。法令により義務付けられている行政庁の協議の進捗状況につきましては、農業振興地域整備計画変更用途変更除外の続き中であるとしてあります。総合意見としては、許可相当と思われるということとしております。この内容がとありましたら、この意見書は北海道農業会議へ意見聴取し、許可申請に移行していくという形になります。以上、議案第 12 号及び議案第 13 号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願い致します。整理番号 1 番につきましては、4 番江上委員さんよろしくお願い致します。

江上委員 4番江上です。現地調査日は、11月17日に実施しております。出席者につきましては、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施致しました。

本申請地は、先に農地利用調整において、〇〇〇〇氏が取得した農地周辺山林を、農地として利用するための編入申請です。本計画は、この山林を伐採等により草地化し、活用するものであり、現地調査時点では主に山林でありましたが、近隣農地も〇〇〇〇氏の所有農地であることから、効率的な営農が見込まれるものと判断致しました。

以上、簡単ではございますが、現地調査の報告と致します。

議長 はい、有難うございました。整理番号2番については、3番鈴木委員さんお願いします。

鈴木委員 3番鈴木です。現地調査日は12月14日に実施致しました。現地在積雪のため、役場

農業会議室において、出席者は、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施致しました。本申請は、〇〇〇〇が造林事業のために、農振を除外するものであります。この土地の約10ヘクタールを農地として〇〇氏が利用しておりますが、対象地につきましては、農地として利用されていない状況であり、農地台帳で確認したところでも、現況が農地以外であることがわかりましたので、問題ないと判断致しました。

以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。次に議案第12号の整理番号3番と、議案第13号の申請番号1番について、11番上西委員さん、よろしくお願い致します。

上西委員 11番上西です。農振計画の用途変更整理番号3番及び、5条許可申請の申請番号1番について、併せて現地調査の報告を致します。

現地調査日は12月14日に実施しました。現地在積雪のため、役場農業会議室において行いました。出席者は、齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で行いました。

本申請は、今年4月から新規就農者として、酪農経営を営んでおります〇〇氏が、スタック置き場を造成するための用途変更申請であります。従来草地として使用していましたが、ここにスタックサイロの造成をすることで、大型車輛の出入りが容易であることなど、作業効率が見込めることなどから、問題ないと判断致しました。

以上、農振整備計画の変更及び5条申請についての現地報告と致します。よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。次に議案第12号整理番号4番、議案第13号申請番号2番について、5番元山委員さん、よろしくお願い致します。

元山委員 5番、元山です。議案第12号農振整備計画の用途変更及び除外の整理番号4番と、議案第13号5条許可申請番号2番についての現地報告を致します。

現地調査日は12月14日に実施しました。現地在積雪のため役場農業会議室において行ないました。出席者は、塩沢会長、鈴木委員、私と事務局で実施致しました。

〇〇氏におかれましては、今年4月に法人を設立し、クラスター事業において、施設整備の規模拡大に伴い、従業員の確保や資材及び機械等が多くなることから、新たな施設整備及び従業員住宅の建設が必要となったための申請でございます。牛舎等の施設に隣接し、作業効率的な利用が可能であることから、問題ないと判断致しました。以上、現地調査の報告と致します。よろしくご審議お願い致します。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。まず最初に議案第 12 号 1 番 2 番 3 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、整理番号 1 番 2 番 3 番については、決定とさせていただきます。次整理番号 4 番については、○番○○○○さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願い致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、整理番号 4 番を決定とさせていただきます。○○○○さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。議案第 12 号整理番号 1 番から 4 番まで決定致します。次議案第 13 号申請番号 1 番について、ご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、決定致します。次申請番号 2 番については、○番○○○○さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願い致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。申請番号 2 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、申請番号 2 番を決定とさせていただきます。○○○○さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開いたします。議案第 13 号を決定させていただきます。次日程 12、議案第 14 号「農

業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

それでは 22 ページをお開きください。議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 29 年 12 月 22 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

本総会に提案されております申請につきましては 8 件の申請でございます。整理番号 1 番につきましては、農地保有合理化促進事業に伴います所有権移転の申請でございます。整理番号 2 番から 6 番につきましては、経営移譲によります利用権移転の申請でございます。整理番号 7 番 8 番につきましては継続によります、使用貸借及び賃貸借の利用権設定の申請でございます。

整理番号 1 番につきましては、北海道農業公社と字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏との間で、農地保有合理化促進事業に基づき、平成 25 年 4 月 30 日から平成 30 年 2 月 27 日までの間で、賃貸借を結んでおりました土地でございます。今回期間満了に伴い、所有権移転の申請となっております。所在は字〇〇〇〇外 13 筆、合計 14 筆でございます。公簿現況地目ともに畑、総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は普通畑、売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 26 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 2 番につきましては、議案第 11 号農地法第 3 条の申請がありました、経営主であります〇〇〇〇さんから息子さんの〇〇〇〇さんへ、経営移譲に伴い現在〇〇〇〇さんが、賃貸借を結んで使用しておりました土地につきまして、利用権移転をするものです。整理番号 2 番、北海道農業公社所有の字〇〇〇〇外 8 筆、〇〇〇〇㎡でございます。現況畑、利用目的につきましては、牧草畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 21 年 9 月 30 日から平成 31 年 7 月 28 日までとなっております。図面につきましては、27 ページをご覧ください。続きまして整理番号 3 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 1 筆で、合計で〇〇〇〇㎡でございます。現況は畑でございます。利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までとなっております。

続きまして整理番号 4 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 1 筆、現況は畑でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 9 月 28 日から平成 37 年 9 月 30 日までとなっております。整理番号 3 番 4 番の図面につきましては、28 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 5 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外 6 筆、〇〇〇〇㎡でございます。現況は畑でございます。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 7 月 28 日から平成 37 年 7 月 31 日までとなっております。図面につきましては、29 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 6 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 11 筆、〇〇〇〇㎡でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては、牧草畑でございます。借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 5 月 1 日から平成 37 年 4 月 30 日までとなっております。図面につきましては、30 ページから 32 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 7 番、継続によります使用貸借の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 1 筆、合計〇〇〇〇㎡、現況につきましては畑でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、期間につきましては、平成 29 年 12 月 22 日から平成 31 年 12 月 31 日

での約2年間となっております。図面につきましては33ページをご覧ください。続きまして整理番号8番につきましても、継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、1筆でございます。現況につきましては畑でございます。貸付人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、普通畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成29年12月22日から平成34年12月31日までの5年間となっております。図面につきましては34ページをご覧ください。また別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項目の、要件に該当しておりますので、ご参照ください。以上雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりました、現地委員さんの報告については省略させていただきます。それでは議案第14号、整理番号1番2番3番4番5番6番7番8番について、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、議案第14号を決定させていただきます。次日程13、議案第15号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明願ひます。

事 務 局 35ページをお開きください。議案第15号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づき申出あった下記の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成29年12月22日提出。弟子屈町農業委員会会長。申出の件数につきましては、1件でございます。申出につきましては、報告第11号にて合意解約のありました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申出の種類につきましては譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1筆でございます。公簿現況地目とも畑、面積は26,547㎡であります。申出人につきましては、ご本人の〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。調整候補者名につきましては、〇〇地区一円としており、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、公益財団法人北海道農業公社、の13個人及び2法人を調整候補者といたしました。以上、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、事務局の報告が終了しましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。11番上西委員さんよろしくお願ひします。

上 西 委 員 11番上西です。議案第15号整理番号1番について現地調査日は、11月13日に実施致しました。出席者は齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施致しました。報告第11号の報告にて、合意解約のありました〇〇〇〇氏の所有地です。今まで〇〇〇〇氏が賃貸借して管理しておりましたので、問題ないと判断致しました。申請地は屈斜路ということで、調整候補者名を〇〇地区一円と致しております。以上、現地報告といたします。よろしくお願ひ致します。

議 長 はい、有難うございます。それでは調整候補者名については、〇〇地区一円、〇〇〇〇氏外個人13名と2法人ということでよろしいでしょうか。はい、〇〇〇〇さん。

〇〇委員 はい、〇番〇〇です。辞退しますので、調整候補者名より削除願います。

議 長 はい、〇〇委員さんが調整候補者名から降りるということで、〇〇地区一円12個人、2法人でよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、次調整委員の指名については、局長よりお願い致します。

局 長 はい、それでは調整委員の指名をしたいと思います。第3ブロックの担当委員であります、上西委員、齋木委員、吉田委員、渡邊委員の各担当委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 はい、只今局長より指名がございました。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、第3ブロックの委員さんよろしく願います。それでは議案第15号を決定とさせて頂きます。次日程14、協議1「平成30年度一般会計当初予算要求見積書案について」、事務局説明をお願いします。

事 務 局 別紙にお配り致しました「平成30年度一般会計当初予算要求見積書案について」説明致します。農業委員会の予算につきましては大きく歳入で三つに分かれておりまして、現況証明手数料等の手数料、補助金、雑入と三つに分かれております。歳出におきましては、農業委員会運営のための、農業委員会活動費と農業者年金事務費の二つの科目に分かれています。平成30年の予算要求案につきましては、本年度と比較し変動があった部分のみピックアップして説明いたしたいと思っております。まず、歳入の2ページ目右上にページ数が記載されております補助金であります。今までも何回か説明してきました「農地利用最適化推進交付金」を満額計上しております。この交付金だけで3,211,200円の歳入が見込まれております。従来の農業委員会活動促進交付金の中の1つのメニューとしてこの交付金がございますので、合計が7,317,000円の歳入を見込むことが出来まして、前年度の要求額4,536,000円と比較すると、2,601,000円の歳入増額を見込んでおります。続いて歳出となります。ページをめくって頂いて歳出の3ページの9番旅費という項目がございます。これも制度改正に伴い農業委員会の体制が変わったことにより、女性農業委員の研修また、東北北海道フォーラムが最終年で、しかも北海道で開催されることにより出席者の増を見込んでおります。後は新規に新農業人フェアの参加。後は東北北海道ブロック女性委員研修会が福島県でございますので、そういった制度改正に伴った、主な研修会等を見込んでおります。また事務局に関する普通旅費については、農委連事務局を担うこととなったため、研修及びその研修準備等が必要となる事を見込みまして合計で1,834,000円要求させて頂い

ております。前年度の要求額は1,458,000円でしたので、376,000円増額要求をしております。研修については想定される研修件名を、右手の備考欄算出基礎欄があるのですが、そこに全て載せております。こういった会議を見込んで、平成30年度に行われるということで、事務局で想定している人数も明記しておりますのでご参照願いたいと思います。大きくにはこの2点が予算に関して変わったところがございます。総括となりますけれども、主に平成30年度の予算案は制度改正に伴う交付金が設立と研修会に出席が必要ということと、その他の予算については例年並みとなる内容となっております。最後に予算要求ベースとなりますが、比較といたしまして、歳入では平成30年度が全体で、8,054,000円。今年度は5,321,000円でしたので、2,733,000円の増額要求となっております。歳出につきましては、農業委員活動費が32,544,000円、年金事務費で1,069,000円で合計33,613,000円で要求しております。今年度は32,863,000円要求しておりましたので、750,000円の歳出増額となっております。これはあくまで要求の額となっております。資料にカッコが付いているのが、実際に予算が付いた当初の予算額となっておりますのでご参照願えればと思います。

以上、協議1、平成30年度予算要求見積書案についての説明と致します。協議方よろしくお願い致します。

議 長 只今、説明がございました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議なしということで、よろしくお願ひ致します。次日程1から14まで終了しましたので、ここで休憩致します。

(休 憩)

議 長 それでは再開致します。本日日程1から日程14まで全て決定致しました。これにて第5回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前11時59分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 小林 武

議事録署名委員 渡邊 雄一郎